契　約　書(案)

発注者 国立大学法人　琉球大学長　西田　睦　(以下「甲」という。)と 請負者 ○○○○○○○○○○○(以下「乙」という。）との間において、琉球大学上原団地警備等業務について、下記の条項により契約を締結する。

（基本事項）

第１条　契約期間、業務場所、契約金額、契約保証金は次のとおりとする。

１　契約期間　　令和４年５月１日から令和６年１２月３１日

２　業務場所　　琉球大学上原団地構内敷地及び建物その他の施設

３　契約金額　　金○○○○○○○○○　円

（うち消費税及び地方消費税○○○○○○○○　円）

４　契約保証金　免除

なお、消費税額は、消費税法第２８条第 1 項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、契約単価に１１０分の１０を乗じて得た金額である。ただし、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税額は変動後の税率により計算する。

（業務内容）

第２条　乙は、別紙の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（業務従事者）

第３条　乙は、業務従事者の氏名、服装、標識等については、事前に甲に届け出て、承認を受けるものとする。業務従事者を変更する場合も同様とする。

第４条　乙は、業務従事者の身元及び風紀、衛生規律の維持については、一切の責任を負うものとし、甲が不適切と認めた業務従事者は、直ちに交替させるものとする。

第５条　乙は、業務従事者の災害についての補償は、一切その責に任ずるものとする。

（請負代金の支払）

第６条　乙は、各月の業務完了後すみやかに各月分の請求書および業務完了通知書を甲に提出するものとし、甲は乙の適正な請求書を受理後、月額（別紙月額内訳のとおり）を一回に支払うものとする。

（第三者等に対する損害）

第７条　乙は故意又は重大な過失により建物物件等、甲又は第三者に損害を与えたときはその賠償の責に任ずるものとする。ただし、甲が、乙がその責に任ずることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第８条　乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。

以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

二　公正取引委員会が乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　乙は、本契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は違約金として契約期間全体の支払総金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０分の１を甲の指定する日までに納付するものとする。

一　乙が、正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。

二　本契約の履行において、乙又はその使用人に不正又は不当な行為があったとき。

三　甲において、乙が本契約を履行することができないことが明らかに認められるとき。

四　乙が、やむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。

五　前条第１項各号の一に該当するとき。

六　前各号のほか、乙が本契約の条項に違反したとき。

２　乙は契約を解除することによって甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議の上定めるものとする。

３　甲又は乙が本契約を解除しようとするときは、書面をもって３０日前までに通知しなければならない。

（遅延利息）

第１０条　乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の変更）

第１１条　甲又は乙は、必要があるときは協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１２条　乙は、甲の承認を得ないで本契約の履行を他に委任、又は一部を解除すること及び本契約によって生ずる権利を他に譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第１３条　乙は、本契約を遂行するにあたり、業務上知り得た甲に関する情報を他に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第１４条　乙は、業務上知り得た本学の保有する個人情報の取扱いにあたり、別紙２「個人情報の取扱いに係る遵守事項」を遵守するものとする。

（細目）

第１５条　本契約に定めた各条項以外の必要な細目については、国立大学法人琉球大学会計規則及び国立大学法人琉球大学会計実施規程を適用するものとする。

（紛争の解決）

第１６条　甲及び乙は、本契約条項を遵守するものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議してこれを解決するものとする。

（契約外の事項）

第１７条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議してこれを定めるものとする。

（合意管轄）

第１８条　本契約に関する訴えの管轄は、琉球大学所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲・乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人
琉球大学長　　西　田　　睦

乙

別　紙

月　額　内　訳（案）

年　　月	支 払 金 額 （税込）	年　　月	支 払 金 額 （税込）	
令和４年 ５月		９月		
６月		１０月		
７月		１１月		
８月		１２月		
９月		令和６年 １月		
１０月		２月		
１１月		３月		
１２月		４月		
令和５年 １月		５月		
２月		６月		
３月		７月		
４月		８月		
５月		９月		
６月		１０月		
７月		１１月		
８月		１２月		
合　　計				

別　紙２

個人情報の取扱いに係る遵守事項

（目的）

第一　甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のため、必要な事項を定める。

（管理及び実施体制）

第二　乙は、甲から預託された個人情報を取扱う場合は、責任者及び業務従事者の管理実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項を定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止等、個人情報の適切な管理について必要な処置を講じること。

（秘密保持）

第三　乙は、個人情報について、これを第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除された後においても同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、法令の定めに基づき権限ある官公庁等から開示の求めがあった場合には当該個人情報を開示することができるものとし、この場合において、その旨をすみやかに甲に対して文書で通知する。

（目的外利用の禁止）

第四　乙は、個人情報を本契約に記載した目的以外で使用してはならない。

（再委託等）

第五　乙は、本契約の遂行にあたり、一部または全部を第三者に再委託できないものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を受けた場合にはこの限りでない。

２　乙が、前項の規定により甲の承諾を得て業務を再委託する場合は、乙は当該再委託先に対して本契約と同等の義務を遵守させること。

なお、当該再委託先が本契約に違反した場合はその全責任を負う。

３　乙は、再委託の相手方が再々委託又はそれ以降の委託を行う場合も前２項と同様な措置をとる。

（個人情報の複製等）

第六　乙は、本契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料、媒体等を複写、複製、加工又はその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲の書面による承諾を得た上で、業務遂行にあたって合理的かつ必要な範囲内でのみ、個人情報の複写、複製又は加工することができる。

この場合において、乙は、複写、複製又は加工した情報の管理についても本契約に定める義務を負う。

３　乙は甲による個人情報の提供以外に偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

４　乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはい

けない。

５　乙が、前項の規定に従い甲の承諾を得て当該情報を第三者に開示する場合は、乙は当該第三者に対して本契約と同等の義務を遵守させるものとする。

（個人情報の漏えい等の対応）

第七　乙は個人情報の紛失、漏洩、破損、改竄等が発生した場合は直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の処置及び個人情報により識別されることとなる特定の個人への対応等について直ちに報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲が調査するとき又は当該漏洩に起因して甲に対し訴訟が提起されたときは、乙は甲に協力しなければならない。

（個人情報の消去及び返却）

第八　乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲から提供された個人情報（複写、複製又は加工されたものを含む。）を甲の指示に従って、速やかに返還または処分しなければならない。

（損害賠償）

第九　乙は、本契約の遂行にあたり、乙自らの責めに帰すべき事由によって本契約に違反し甲に損害を発生させた場合は、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、乙は甲に損害の責めを負うものとする。

（契約解除）

第十　甲は乙が上記条項に違反した場合は、契約を解除することができる。乙は契約解除に伴う損害の責めを負うものとする。

（定期検査）

第十一　甲は乙の事業所等において、預託した個人情報の管理状況について、個人情報の秘匿性等その内容に応じて年１回以上の定期的検査を実施できるものとする。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、個人情報の管理状況等について書面で報告しなければならない。

３　乙は、甲が個人情報の適正な取扱の確認のため必要があると申し入れた場合には、個人情報の取扱状況に関する立入検査の実施を承諾し、遅滞なく誠実に協力しなければならない。